

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議
- 2 開催日時 令和5年11月30日(木) 午前10時15分から  
午前11時20分まで
- 3 開催場所 水戸市公園協会 2階会議室(水戸市千波町508-59)
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 稲石 将人, 時沢 義明, 小田倉 康家, 須田 順子,  
星野 正美, 清野 崇, 中崎 保洋, 酒本 輝夫,  
沼田 佳三, 佐藤 美律子, 榊原 恵子, 近藤 禎二,  
川上 脩, 高村 幸夫, 鈴木 宣子, 田口 文明,  
原口 英史, 花輪 万智
  - (2) 執行機関 太田 達彦(都市計画部長), 鶴井 昭宏(公園緑地課長),  
佐野 彰信(公園緑地課千波湖管理室室長),  
菅本 智克(公園緑地課課長補佐), 中村 良太(緑化係長),  
舟木 豊(施設係長), 秋葉 健介(千波湖係長),  
大森 里穂(緑化係主事)
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 新規保存樹等の指定について
  - (2) 「第2次緑の基本計画」の策定について
  - (3) 市からの報告事項について
- 6 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 7 会議資料の名称
  - ① 水戸市緑化推進会議次第
  - ② 新規保存樹等の指定について
  - ③ 水戸市緑の基本計画骨子(案)
  - ④ カシノナガキクイムシ被害木の発生状況について
  - ⑤ 緑化推進会議委員名簿
  - ⑥ 席次表
  - ⑦ 水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例

- ⑧ 水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則
- ⑨ 水戸市保存樹等の指定事務取扱要項
- ⑩ 緑化推進会議条例
- ⑪ 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

## 9 発言の内容

### 執行機関

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和5年度水戸市緑化推進会議を開催いたします。

本日の司会進行を担当いたします 私 公園緑地課課長補佐の菅本と申します。よろしく願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

まず、本日お配りしている資料のほうを確認させていただこうと思います。お手元の資料をご確認ください。まず、本日の「会議次第」、それから「議題第1号 新規保存樹等の指定について」、こちらは片面印刷2枚のものになります。次に「議題第2号 「第2次緑の基本計画」の策定について」、こちらは両面印刷となっております。それから「議題第3号 カシノナガキクイムシ被害木の発生状況について」、こちら片面の印刷1枚になります。続きまして、「緑化推進会議委員名簿」、それから、本日の会議の「席次表」、こちらはどちらも片面印刷1枚になります。そして関係する条例等を両面印刷で添付してございます。まず、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」それから、同条例の「施行規則」、さらに「水戸市保存樹等の指定事務取扱要項」、それから「水戸市緑化推進会議条例」、さらには「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」、以上の資料を配布させていただいております。不足がありました場合は、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議の進行につきましては、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、会議の開催にあたりまして、市を代表して、都市計画部 部長の太田より御挨拶申し上げます。

(都市計画部部長より挨拶)

### 執行機関

ありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

### 執行機関

本日の会議は委員18名全員の方の出席をいただいております。2分の1以上の出席となりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、本日の水戸市緑化推進会議は、「水戸市附属機関の公開に関する規程」に基づきまして、公開とさせていただきますので、御承知おき願います。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっております。附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。後ほど、議長より署名人2名を

選出していただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、「水戸市緑化推進会議条例」第6条に基づき、緑化推進会議会長が行うこととなりますので、\_\_\_\_会長、議長として議事の進行をお願いします。

## 議長

はい。\_\_\_\_でございます。司会、議事等の運営は不慣れでございますので、御協力をお願いしたいと思います。それでは今お話のありました、附属機関公開制度によりまして、会議録の署名人を指名することとなったんですけれども、事務局から案がありましたら御提示願いたいと思います。よろしくをお願いします。

## 執行機関

はい。事務局案としましては、\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## 議長

ありがとうございます。それでは署名人につきましては、\_\_\_\_委員、それから\_\_\_\_委員、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、議題第1号「新規保存樹等の指定について」でございます。これについては事務局から説明をお願いします。

## 執行機関

はい、事務局より御説明いたします。議題第1号「新規保存樹等の指定について」の資料をご覧ください。水戸市では、市内において、健全でかつ樹容が美観風致上、特に優れている樹木等を、保存樹として指定しております。令和5年4月1日現在ですと、市で指定している保存樹は164本、保存樹林は約576,000㎡、保存生垣は約1,300㎡ございます。

令和5年度につきましては、保存樹等の新規指定の年となっております。今年度は新規の指定申請が3か所ありましたので、令和5年5月24日に、保存樹小委員会を開催いたしまして審議していただいたところでございます。お手元の資料「保存樹等指定基準表」を御覧ください。小委員会で現地確認、審議をした結果、資料通り、今回は保存樹及び保存樹林地の指定条件に合致しない部分があるということで、令和5年度における保存樹等の新規指定には至らないということになりました。

説明は以上になります。

## 議長

はい、今お手元に小委員会で現地調査を行った結果が載っていると思います。

まず、1つは開江町のヤマザクラですか。これについては、資料に文言が書いてあ

るんですけども、「市民に親しまれる樹木であること」というところの欄に×印が付いております。その理由は、ここに書いてある通りですね。それから「樹容が美観風致上特に優れていること」の項目についても×が記されていると思うんですけども、その理由は、ここに書いてある通りですね。

それからもう1つ、飯富町のケヤキなんですけれども、基準は満たしているのですが、「市民に親しまれる樹木であること」という欄に△印がついておりまして、そこに書いてある文言が小委員会の結論ですね。それから、美観の欄ですけども、ここに書いてある通り×印ということになっております。この2つについて、まずお諮りして、御意見を頂きたいと思うんですけども。

特に小委員会に出た方からの報告があればお話ししていただければ。どうでしょうか。あるいは小委員会に出なかった方でも質問等あれば受け付けたいと思いますがどうでしょうか。

\_\_\_\_委員

ちょっといいですか。

議長

はい、どうぞ。

\_\_\_\_委員

そもそも、初めになぜこれが指定されたんですか、保存樹として。こういう問題があるなら初めから指定は難しかったのではないかと思うんですけども。

執行機関

御説明差し上げます。今回は指定をしているわけではなく、指定をして欲しいという申請があったものに対して、小委員会のほうで審議いたしました。

\_\_\_\_委員

そういうことですね。分かりました。勘違いしていました。

議長

そのほかどうですか。そうするとこのヤマザクラとケヤキについては、保存樹として適しないという判断でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

はい、ではそのようにしたいと思います。

続きまして、保存樹林についてですけども、これは藤井町にあります、サクラ、スギ、ナラ等の樹林地ですけども。基準的には面積は500㎡以上あるので○なんですけれども、良好な自然環境を形成しているかの項目ですが、適切な間伐を行う必要

があるという点で、不適格という判断ですね。これはぜひ小委員会に出た方で補足等あれば説明してください。あるいはその他の方、どうでしょうか。

#### \_\_\_委員

よろしいですか。適切な間伐等を行う必要があるとのことですが、間伐をされた後、また再度申請してくる可能性はあるんですか。

#### 議長

どうでしょうか、事務局。

#### 執行機関

そうですね。管理等をしていただいた後に、改めて申請していただくということは可能になっております。

#### \_\_\_委員

そうすると、また（新規指定の申請を）出せるということですね。

#### 執行機関

そうですね。改めてまた審議していただく形になります。

#### 議長

そのほかどうでしょうか。

それではこの藤井町ですね、保存樹林地についても、適用しないという判断でよろしいでしょうか。

#### \_\_\_委員

ちょっといいですか。

#### 議長

はい、どうぞ。

#### \_\_\_委員

今、\_\_\_委員からの質問についてちょっと引っかけたんですけども。間伐をすればそれでオッケーですねというような、再度申請するということですね。

ただ、私も実際見に行った一人ですので、間伐が一番目立ったんですけども、それ以外にも、周りとの景色の取り方とか。間伐という言葉が出てくるのは、あの辺一帯が全部植林してスギの木を育てている地域なんですよ、行ってみると。その一部で、中には確かに太くて良い木なんかもあるんですが、その他にまだ放置されているんです、間伐すべき、景観を取るためには間伐すべき木がいっぱい残っているということで、資料に書いてあるだけです。

でもそれで間伐をして出来上がった景色を見て、また申請があれば再度拝見して、

その周りとの兼ね合いなんかも含めて、検討していくことになると思います。

#### \_\_\_委員

そういうのを見て、判断したということですよ。

#### \_\_\_委員

そうですね。今はまだ、正直申し上げまして、周りの植林をしているその一部のところを、というイメージが非常に強いんです。ですからまだ、保存樹林地云々というイメージからはちょっと遠いかな、という印象を持ちました。

#### \_\_\_委員

分かりました。

#### 議長

では、そういうことで、こちらは保存樹林地には指定しないという判断にしたいと思えます。

それでは、議案第1号ですが、令和5年度の新規指定は無しということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第2号「第2次緑の基本計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

はい。それでは議案第2号「第2次緑の基本計画」の策定について、緑化係長 中村の方から御説明を差し上げたいと思えます。この説明で使用していただく資料なんですけれども、左上に議題第2号と記載させていただきました、ホチキス留めのカラーの資料「水戸市緑の基本計画骨子(案)」と、あともう一部、皆様からご意見をいただくための回答用紙といたしまして、「水戸市緑の基本計画骨子(案)への御意見回答用紙」というものがございます。この2つの資料を使用させていただきますので、お手元の方に御準備ください。

それでは、お手元の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

「緑の基本計画」は、1994年の都市緑地保全法の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために国が制度化した計画でございます。本市の現在の計画は、2017年から2023年度までを計画期間としております。今年度で計画期間が満了を迎えるということから、現行計画の内容や構成をそのまま継続することを原則といたしまして、更に今年度策定予定の第7次総合計画の内容に合わせまして、時点修正や項目の整理を行ったものを、「水戸市緑の基本計画(第2次)」といたしまして、来年度、令和6

年度から令和10年度までの5か年を計画期間として策定する予定でございます。

そこで、本日は皆様に「水戸市緑の基本計画骨子(案)」を御覧いただきまして、策定に向けて御意見を頂戴したいと考えております。こちらは、「水戸市緑化推進会議条例」第2条に、「推進会議は緑化推進の方策を検討するため、次の各号に掲げる事項を審議する。」とありまして、(1)に「緑化の基本計画に関する事」というものがございます。こちらに基づきまして、皆様に御審議をいただくものでございます。

なお、今回お示ししているものは骨子(案)でございます。内容といたしましては、項目出しという性格のものになっておりますので、本編につきましては、お配りした資料にもっと肉付けをしたものとなりますので、そちらのほうは御了承いただければと思います。

まず、こちらの計画なんですけれども、主に5章構成となっております。お手元の資料1ページ目の冒頭に記載されております、「第1 計画策定の基本的事項」から、2ページ目の冒頭にありまして、「第2 現況と課題」、更に、5ページの中程のほうに「第3 計画の基本的方向」、7ページの下の方の「第4 施策の展開」、そして最後に10ページの冒頭にありまして「第5 推進体制と進行管理」、こちらの5章構成となっております。この構成は、現在の計画と全く同じ構成となっております。

それでは、骨子(案)の概要につきまして、資料に沿って御説明を差し上げたいと思います。まず、1ページ目の「第1 計画策定の基本的事項」です。この章では、計画策定趣旨や計画の位置付け、計画期間などを記載しております。詳細につきましては、後ほどお目通しいただきたく思います。なお、項目の4では、本計画で対象とする「緑」というものはなにかということについて、定義をさせていただいております。本計画で言う緑とは、いわゆる植物の緑だけではなく、河川・湖沼などの自然環境・水辺環境なども含んでおりまして、公園や田園等と併せて広く対象として「緑」と定義しております。

また、5の水戸市の現況の項目につきましては、今は項目だけしか書いていないんですけれども、こちらにつきましては、本編の方で一般事項として「水戸市第7次総合計画」に記載されているものを転載させていただきます。

続きまして2ページ目をお開きください。こちらから「第2 現況と課題」を記載させていただいております。こちらの章は、緑の基本計画に関連する国・県・市の施策や、水戸市内の緑の現状、緑に対する市民の皆様の意向などについてまとめている項目になります。内容の詳細につきましては後ほどお読みいただければと思いますので、本日は、記載されている項目について、説明を差し上げたいと思います。

まず、「1 上位・関連計画の位置付けの整理」でございます。こちらでは、現在国と県で動いております公園関係の施策ですとか、今年度策定予定の「水戸市第7次総合計画」における公園・緑地関係の施策について整理をしております。こちらのほうは、(1)、(2)で構成されております。

続きまして3ページ目を御覧ください。3ページ目の中程からですが、「2 緑の現況」ということで整理をしております。まず(1)でございますが、都市公園の現況といたしまして、水戸市の令和5年4月1日現在における、都市公園の現況について記載をしております。

また、2番目には地域制緑地の現況ということで記載をしております。地域制緑地



とは、所有者が必ずしも行政ではない土地に対して、法令等で一定の規制や指定をした緑地を指しております。

3番目でございますが、市民緑化の現状を記載しております。こちらには、先ほど御審議をいただきました保存樹制度であるとか、生垣補助の現況、市から補助金を支出している市民協働事業について記載しております。

4番目ですけれども、こちらは水戸市の指定文化財の現状ということで、今どれくらい水戸市の方で指定文化財が指定されているのかということにつきまして、表にしたものを記載しております。

続きまして4ページ目を御覧ください。5番目といたしまして、災害に対応した公園・緑地の現状として記載しております。公園の広域避難場所としての指定の状況や貯水槽の設置状況などについて記載しております。

その次の項目「3 緑に関する市民の意識」には、昨年度水戸市の方で実施いたしました、市民1万人アンケートというもののうち、公園・緑地に関する項目を抜粋して掲載する予定です。本日は紙面の都合上、掲載を省略させていただいております。

今までの1から3までの項目で得られた課題を整理したものが、「4 課題の整理」となります。こちらは、今までの上位・関連計画の位置付け、緑の現況、市民1万人アンケートの分析から得られた課題を記載しております。今回の資料は骨子（案）になりますので、一部暫定的な箇所もございますので御了承ください。あくまでも現時点で得られた課題ということで整理しております。

続きまして5ページ目を御覧ください。5ページ目の中段からは「第3 計画の基本的方向」ということでまとめております。こちらの章ですが、本市が目指す姿・緑の将来像を定め、施策の基本方針や具体的施策を導き出す項目になります。

まず、目指す姿・緑の将来像でございますが、次期計画では、第7次総合計画における公園・緑地の位置付けなどを考慮して、「みんなで楽しめるみどりがあるまち水戸」として定めたいと考えております。また、これを踏まえた基本理念を3つ定めまして、「多くの世代がにぎわう緑」「日常に憩いやゆとりがある緑」「みんなでつくり守る緑」の3つを基本理念として掲げたいと思います。

目標指標でございますが、緑の将来像及び基本理念をですね、具体的な数値として目標を設定するというものでございます。指標でございますが、質的な指標では「市民満足度」、量的な指標では「都市公園面積」の2つを採用したいと考えております。計画期間内の目標値につきましては、資料に記載してあるとおりです。

続きまして、ページをめくっていただいて、6ページ目を御覧ください。6ページ目には、緑の将来像に掲げる長期的な目標としての本市における緑のあり方ですとか、現況と課題に掲げた課題への対応、こういったものを踏まえまして、本計画における基本方針を記載しております。基本方針につきましては、4つ定めさせていただきました。

「基本方針1 緑の保全、緑化の推進」。こちらは、水戸の地形や自然に由来した緑の保全に関する施策の方針となります。「基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり」。こちらの項目は、公園に関する施策に関する方針となります。「基本方針3 安心できる緑づくり」。こちらは主に、防災や公園の安全に関する方針となります。「基本方針4 市民との協働による緑づくり」。こちらの項目は、市民協働による緑づくりに

関する方針となっております。

次に7ページ目を御覧ください。ここまでで、目指す姿、基本理念、目標指標、そして基本方針について説明をさせていただきましたけれども、それらを体系化したものというのが「5 施策の体系」というものになります。基本方針を更に基本施策に細分化いたしまして、更に具体的施策として項目出ししたものが、そちらの表になります。具体的施策の内容につきましては、現在検討中でございますので、項目だけこちらのほうに記載させていただき、御紹介をさせていただきたいと思っております。

7ページ下部の「第4 施策の展開」をご覧ください。こちらのほうで、現在具体的施策として考えているものを紹介させていただきます。

まず、「基本方針1 緑の保全、緑化の推進」に関する施策についてですが、「基本施策①緑の保全」「基本施策②多面的な緑の保全」の2つの基本施策を考えております。「基本施策①緑の保全」では、水戸の地形や自然に由来する緑に対する施策を想定しております。具体的には、偕楽園・千波湖周辺に特化した施策の記載ですとか、上市の特別緑地保全地区ですとか、水戸市内の風致地区、河川や森林、農用地に関する施策を記載していく予定でございます。

「基本施策②多面的な緑の保全」でございます。こちらにつきましては、水戸の地形や自然を利用するソフト的な「緑」を想定しております。具体的には、動植物の生育環境の保全や、水辺環境の保全、それに歴史文化財に関する施策をこちらの方に記載していく予定でございます。

続きまして8ページの方を御覧ください。8ページの冒頭でございますが、「基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり」ということで、こちらはいわゆる公園整備に関する施策になります。

まず、「基本施策①魅力向上に向けた公園等の整備」でございますが、こちらは、水戸市が管理する公園の中でも特に拠点性の高い公園に関する施策を記載する項目になります。ページが飛んでしまいましたが、9ページのほうに、表を掲載させていただいておるんですけれども、こちらに掲載している20箇所の公園を、「地域拠点となる公園・緑地」として位置付けておりまして、その中でも特に重点的に整備を進めるべき公園を7箇所選定しております。原則として、今後5年間の計画期間内は、7箇所の公園を優先的に整備する方針としております。

それでは、8ページの方に戻っていただきまして、基本施策①の次の項目には、民間活力による公園等の整備も位置付けがございます。これは、現在、千波湖で導入を進めております、パークPFIが該当します。

続きまして「基本施策②市街地内の身近な公園等の整備」でございます。こちらには、第7次総合計画で重点プロジェクトに位置付けられている、子育て世代に選ばれる公園の整備をはじめ、身近な街区公園ですとか児童遊園の整備、道路の街路樹や植栽帯、歩行空間の整備に関する施策を記載予定でございます。

続いて、「基本方針3 安心できる緑づくり」でございます。こちらは、「基本施策①災害に対応した公園の整備、緑地の保全」と「基本施策②安全な公園づくり」の2つの基本施策を考えております。基本施策①は、防災や災害対応に関すること、基本施策②は公園の安全や防犯に関する施策を記載する予定です。

最後に、「基本方針4 市民との協働による緑づくり」です。この項目は、市民協働

に関する施策でございまして、「基本施策①市民との協働による緑のまちづくりの推進」の項目は、市民団体によるボランティア活動や啓発事業、また、公園等の情報発信の施策について記載する予定です。「基本施策②民有地の緑化」の項目では、保存樹や生垣補助などの民有地における緑化支援の施策や、風致地区における緑化率規制ですとか、開発に伴う緑化率確保、こういった緑化基準の運用に関する施策というものを記載していく予定でございます。

なお、9ページには、先ほど御説明いたしました地域拠点となる公園・緑地の一覧と、その下に、参考図といたしまして、第7次総合計画に掲載予定となっております、魅力発信交流拠点を示した図面を掲載しております。

続きまして、最後の10ページ目を御覧ください。こちらは、「第5 推進体制と進行管理」でございます。

こちらには、本計画の推進の体制ですとか、進行管理に関することを記載しております。計画の推進体制でございますが、市民、事業者、市がそれぞれ成すべき取組について記載をしてございます。また、本計画における緑化推進会議の位置付けにつきましてもあわせて記載をさせていただいております。

また、本計画の進行管理でございますが、こちらは水戸市の行政計画で一般的に用いられている、いわゆるPDCAサイクル、こちらにより進行管理をしていくということで考えております。

以上が、「水戸市緑の基本計画骨子（案）」の説明となります。今回お示しした内容でございますが、こちらはあくまで計画の概要となっております。この概要に更に肉付けを行った上で、来年の2月頃を目途に素案としてまとめまして、その後内部の会議を経て、来年の4月頃からパブリックコメントにかける予定でございます。

つきましては、今回の骨子（案）について、緑化推進会議の委員の皆様からの意見を頂戴したいと思います。骨子（案）については非常に長い文章で構成されておりますので、皆様には今回の骨子（案）を一度お持ち帰りいただきまして、12月15日までに、公園緑地課あてにメールや電話、文書等で御意見を頂戴できればと思っております。お手元に、「水戸市緑の基本計画骨子（案）への御意見回答用紙」というものをお配りしております。こちらの用紙の一番下に提出先を記載しておりますので、こちらあてに御意見を頂戴できればと考えております。

なお、御意見のほうは、お配りしたこちらの様式を使っただくのはもちろんのこと、書式のほうは任意でも構いません。また、メールで御意見を頂ける場合は、本文にベタ打ちで結構でございますので、どうか忌憚のない御意見をお寄せいただければと思います。

また、長い説明にはなりましたが、本日の説明でもしお気づきの点がございましたら、この後御意見を頂戴したいと思います。

以上で議案第2号「第2次緑の基本計画」の策定について」の説明は以上となります。

## 議長

はい、ありがとうございました。それでは、今説明がありましたけれども、今の説明の中で、事務局からさらに説明を求めたいという方がいらっしゃいましたら、発言

してください。

\_\_\_\_委員

はい、よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

\_\_\_\_委員

\_\_\_\_と申します。先日、市議会のほうで、千波湖のアオコについてお話があったということを知ったんですけれども、その千波湖のアオコって今年はものすごいひどかったんですよね。それで、だからといって水をどんどんどんどん入れて、流すと下流の地域に影響があるからそれはできないというお話を聞いたんですけれど、池の鯉はどんどんどんどん死んでいって、浮かび上がってきて、公園協会の方が大変な作業をやってらっしゃったりするのをすぐ近くで見っていたんですけれども。市のほうでどのように取り上げてくださったのか、それとも議会にただ意見が出ただけで終わってしまったのか、そのへんのところをちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

はい、じゃあ、答えられる範囲で、どうでしょうか、事務局。

執行機関

千波湖管理室の佐野と申します。よろしくお願ひします。

今年の夏につきましては、7月の下旬あたりから那珂川の渇水の影響がございまして、それまで順調に千波湖への導水をやっていたんですけれども、渇水の影響でどうしても導水ができなかった期間がございました。約1か月間、7月下旬から8月下旬までどうしてもできない期間がございまして、その後、水戸市としても、導水を管理している国とも連携しながら約1か月後再開できるようになりまして、そこからはアオコは少なくなっている状況は確認しております。

ただ、渇水の影響で、ちょうど花火の時期に影響が出てきてしましまして、導水によらない事業も調査・検討しているところではあるんですけれども、私どもとしましては、導水事業が試験期間で運営しているものですから、その導水の効果を狙いながら、6月下旬から9月まではやっておりました。

どうしても那珂川の渇水の影響で導水ができなかったという事実は確認しております。

議長

今の説明でよろしいですか。

## \_\_\_委員

それは聞いたんですけれど、私は、市の議会のほうでも出たんですが、それはただ意見としてそこで終わっちゃったんですかということをお聞きしたいんですけれども。

## 執行機関

はい、ただいまの御質問でございますが、おっしゃる通り、9月の市議会の本会議で千波湖のアオコ対策についての御質問をいただきました。それで、ただいま室長のほうからお答えしました通り、現状についての御報告をさせていただいた他に、たしかに千波湖への導水ができた時期というのはかなりアオコ対策には効果的だったということは確認できたんです。ただ、一方で、導水ができないと、皆様御覧になったと思いますが、アオコが広がってしまったということがございますので、答弁で申し上げましたことは、さらに導水については継続するとともに、今年のように導水ができなかったときに、アオコを削減する方法、別の方法ですね、導水によらない補う方法については、今後検討してまいりますということでお答えさせていただいております。今後我々としても、国土交通省あるいは県と連携しながら千波湖のアオコ対策については検討していきたいと考えております。

## \_\_\_委員

あまりにもあの時に臭くてね、朝早く散歩に来た方も、なんでこんなにすごい匂いなのになにもやらないんだろうというようなことをおっしゃっての方が何人もいらっしやったので。花壇の水やりとかを朝早くやっているとそういう声がだいぶ出ていたので、その後どのようなようになったのかなと思って。議会のやつを見ても出てこないの、ちょっとお伺いしたかったんです。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

## 執行機関

補足で事務局のほうから御説明いたします。千波湖全体もアオコがひどいんですけれど、特に鯉が死んでしまっていた皿池というところがどうしても特に構造上そういうふうになりやすいというところがあって、今年も結構匂いが出てしまったというところがございました。来年以降は、もうちょっと皿池に水が入るような形になるように我々としても考えていきたいと思っております。

## \_\_\_委員

ありがとうございました。

## \_\_\_委員

先ほど、探しても見つからなかったとおっしゃったんですけれども、水戸市のホームページの水戸市議会のところを検索していただいて、その中で千波湖のアオコなどと検索していただくと、質疑が出てきますので。

\_\_\_委員

そういうふうに議員さんとか皆さんおっしゃいますけど、私もホームページを出せばいいんでしょうけれども、私たちは市報で吸収するんですよ。なんでもかんでも皆さんはホームページを見なさい、ここを見れば分かるというようにおっしゃいますけど、なかなかそれはできないですよ。私たちには分かりませんから。

\_\_\_委員

すみません。もうひとつは、水戸市議会報が配られますので、そこに、それがね、1問しか載せられないのでね、申し訳ないんですが。

\_\_\_委員

例えば、そこに詳しくはホームページのアオコを御覧下さいとか、(紙面に)書いてあれば、ホームページ引っ張り出して、娘たちに頼んでやってみようかとかなるんですけどね。ホームページってどこで見るかわかんなくなると、やめちゃうんですよ。

\_\_\_委員

失礼しました。

\_\_\_委員

いえいえ、努力はします。ありがとうございます。

\_\_\_委員

はい、よろしいですか。

議長

別の項目ですか。別の議題ですか。これに関連したことですか。いまの関連ですか。

\_\_\_委員

関連です。

議長

別の議題に移りたいんですけども。関連ならばどうぞ。

\_\_\_委員

私は上中妻地区の住民の会の\_\_\_なんですけれども、前に住民の会のほうで、第7次総合計画の素案作りで、水戸市の政策企画課が窓口だと思うんですけども、上中妻地区の問題点・課題等について出しているんです。

その一つとして、今回出てくる公園・緑地の関係なんですけれども、資料の3ページにあるように、大塚池の浄化の問題、それから一時避難場所の問題があると思うんですよ。その中で上中妻地区独自の避難場所の指定というのをしたんですよ。それは

水戸市の指定では、市民センターと小学校の2か所が避難場所の指定となっているんですよね。それでは避難が思うようにできないということで、19町内会あるんですけども、19町内会長に、町内会の中から1か所ないし2か所の避難場所の指定をしてもらったんですよ。そのマニュアルももちろん作りまして、それが内容的に全部、政策企画課が窓口の第7次総合計画のほうに既に公園に関する素案も出してあるんです。

同じ資料の内容になるんですけども、また出すような形になりますか。もう既に出してあるんですよ。

### 執行機関

もう一度、いまの御質問の趣旨をお伺いしたいんですが、上中妻地区の避難場所として、2つ今やっていて、そこを公園をどうされたいということで、すみません聞き逃してしまいました。

### \_\_\_委員

避難場所は各町内会ごとに覚書を交わしているんですよ。その中で公園が避難場所の指定になっているんですよ。ですから、公園の関連ではやはり、この（緑の基本計画の）内容に入ってくると思うんですけども、それについては既に政策企画課に（意見を）出してあるということをお理解いただきたい。それを改めて同じような内容で出すようになりますか。

### 執行機関

今ですね、骨子（案）のほうに書かせていただいております、避難場所なんですけれども、あくまでですね、地域の皆様の避難場所というよりは、広域避難場所ですので、本当に大きい災害が発生してしまった場合に、広い地域から避難していただく場所として広域避難場所を指定してありまして、それが、資料の6か所、ということになっております。ですので、身近にある公園に関しましては、特にこちらには記載しておりませんが、避難場所として現に運用されているかと思っておりますので、特に骨子に記載したものではないということをお理解いただければと思います。

### 議長

よろしいでしょうか。議長として判断します。\_\_\_さん。今、個別の問題を取り上げたんですけども、あとで疑問点があれば直接、個別に対応してください。みんなで議論することではありませんのでね。それでよろしいですか。

### \_\_\_委員

はい、よろしいです。

### 議長

はい、それでは、その他なにか疑問点等ありますか。

\_\_\_委員

すみません。

議長

はい、どうぞ。

\_\_\_委員

\_\_\_と言います。今回のこの緑の基本計画について、ちょっと直接的ではないかもしれないんですけども、緑の基本計画の中に保存樹というのが位置付けられているのかと思いますが、ちょっとそこで気になることがあります。

今回の保存樹の指定に関する〇×には直接影響していないんですけども、市民に親しまれるということ、「車で行ける」とか「駐車できる」ということもあると思うんですけども、緑の基本計画の中で「身近な緑」という形で位置付けられておりますので、必ずしも〇×の評価の基準が「車で行ける」ということでなくても良いのかなど。歩いて行くとか、散策の中で寄っていただくとか、そういうこともあるのかなどと思ひまして、必ずしも市民に親しまれるの基準が車で行けるかどうかでなくてもいいのかなど、感想みたいになってしまって申し訳ないのですが。

議長

はい、手元の保存樹指定の中で〇×があった中で、駐車場がないとかそういうことを今おっしゃったわけなんですけれども、市民に親しまれるということだと思いますが、これは事務局のほうで答えてください。

執行機関

御質問、御意見ありがとうございます。保存樹に関しましては今回のところについては、近くに例えば市民センターですとか、駐車ができる場所とか、場所を示せば気軽に一般の市民の方が訪れられる場所かというところと難しいところがございます、それも含めて現地調査をした中で委員の皆様から、行きにくい、市民に親しみやすいかと言われると（難しい）、というお声がございます、今回は△という形になったんですけども。今現状でも、ご自宅の敷地の中に指定されている保存樹があるものですか、そういうのもあったりして、基本的には一般市民の方に広く触れていただく緑になりますので、そういうところも含めて、保存樹として指定された所有者の方には、御協力いただいて市民の方に触れていただくという制度にはなっているんですけども。

\_\_\_委員

今回の指定に関する〇×の話ではないんですけども、緑の基本計画の中で、身近な緑と書いているものの一部が保存樹ということで、市民に親しまれるイコール車で行けるというところとらえ方でなくても良いのかなどという。ですので、市民に親しまれるというのを、別の評価でやるってこともあるのかなど、感想めいたことで申し訳ないのですが。



## 執行機関

頂戴した意見につきましてははですね、そういった視点を踏まえまして、検討させていただければと思います。御意見ありがとうございました。

## 議長

そのほか、質問等ありますか。なければですね、先ほど事務局からありましたようにですね、この計画について回答用紙を配られたと思うので、事務局のほうに御提出いただきたいと思います。と考えております。

それでは、次の議題のほうに移りたいんですけれども、議題第3号「市からの報告事項について」事務局から説明をお願いします。

## 執行機関

はい、こちらにつきましては、公園緑地課 秋葉のほうから説明をさせていただきます。事務局より、千波公園におけるパーク PFI につきまして、その実施状況について御報告いたします。今回は口頭のみ説明になりまして、資料は特にございませんで御承知おき下さい。

前回、今年2月の会議にて御報告させていただきました通り、千波公園西側の黄門像広場及び駐車場周辺を事業地としまして、民間活力を活用したパーク PFI 事業を進めているところでございます。実施事業者につきましては、大和リース・アダストリアグループを公募により選定しておりまして、整備計画につきましては、レストランやカフェ、産直マルシェを中心としたフードエリア、フットサルやサウナ等千波湖畔ランニングと併せての利用が見込めるプレイエリア、千波湖畔の景色を眺望できるネイチャーエリアといった、周辺環境と連携した3つのゾーニング計画を核として、滞在性・利便性を向上させ、千波公園の更なる魅力向上を目指しているものでございます。

当初は、令和7年春の運営開始を予定しておりましたが、物価の高騰に伴う建物計画の見直しや、テナントとの調整に時間を要しているため、約半年遅れの令和7年秋ころに運営開始することを目指しております。

つきましては、工事着工につきましても、半年程度ずれ込みますので、現場への仮囲いの設置時期については、令和6年、来年の夏から秋程度を予定しております。

簡単ではございますが、以上、市からの報告事項として御報告させていただきました。

## 執行機関

続きまして、舟木のほうからですね、御報告させていただきます。私のほうはですね、令和5年度のカシノナガキクイムシの発生状況につきまして、1枚資料がございますので、御参照いただければと思います。

カシノナガキクイムシとは、ナラ等の木に病原菌を持ち込み、菌が繁殖することによりまして、ナラ枯れを起こす質の悪い虫でございます。令和2年度水戸市の森林公園で初めて確認されました。

令和3年度につきましては、県の林業組合の専門の方に診ていただきまして、千波公園の少年の森にも生息が確認されたことから、広葉樹が自生する15の都市公園の立入調査を実施したところ、5公園178本の被害木を、森林公園につきましては188本の被害木を確認して、全て伐倒燻蒸処理のほうを行いました。

令和4年度につきましても同様に調査を行いまして、都市公園につきましては8公園397本の被害木、森林公園につきましては884本の被害木を確認いたしました。都市公園につきましては、5公園51本の伐倒燻蒸処理をはじめ、5公園8か所におとり樹トラップを設置しました。森林公園については、93本の伐倒燻蒸、更に95本の立木燻蒸を行いました。

令和5年度は、水戸市植物公園を含めまして16の都市公園の立入調査を実施しまして、別添資料の通り、16公園792本の被害木を、森林公園については2056本、あわせて2848本の被害木を確認しました。資料のほうに書いてある感染生存木につきましては、ナラ菌の感染が確認されたものの、枯死には至っていない被害木のことを指します。

都市公園のほうについては、枯れている139本全て、伐倒燻蒸等の処理を行う予定でございます。森林公園は、295本枯れていますが、人が通るところを優先して伐倒燻蒸処理をする予定でございます。

今後とも被害木の早期発見・駆除によって被害拡大を抑え、専門家の協力や関係機関と連携を取りながら、対策を進めてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、以上市からの報告事項として、報告させていただきました。

## 議長

はい、ありがとうございます。今説明を2つほどいただきましたけれども、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

## \_\_\_委員

\_\_\_です。カシノナガキクイムシが直接ナラ系の木に被害をもたらしているとのことで、ナラ菌は、樹齢が経てば経つほど木が菌に対して耐性が無くなっていくという疑惑があるんですが、既に枯れているものも結構樹齢が経っていると思うんですけども、感染したまま（枯死せず）保っている木というのは、やっぱり樹齢が関係あるんですか。そういうのは調べているんですか。

## 執行機関

調査のほうは、広葉樹のほうを対象にして調査をしまして、調査対象の木があまりにも多いものですから、何年経過しているかということ把握しながらの調査というものはしておりません。

## \_\_\_委員

そうなんですね。東溜緑地とか森林公園はたしかに良い木が生えていて、木って何年か経つと弱くなっていくものだという認識が私を含めてみんなに広がってないと思うので、市としてはまた植え替えたりとかそういう考えもあるかとは思っています。

れども。でもお金がかかることなので、一応これは、感染していったらそれは全部切るという考えなんですかね。

### 執行機関

今のところですね、東溜緑地につきましては、もともとあった木を3年間で100本くらい切っておりますので、市の方針としては、ある程度の伐採が終わりましたら、新しい木にしたいというようには考えております。ただ、本数が多いものですから、片付け等にも費用を要しますし、そのへんは予算等を確保していきながら、対応していきたいと思っております。

### \_\_\_委員

ありがとうございます。

### 議長

そのほか、質問等ありますか。なければ市のほうからの報告を終わりにしたいと思います。

以上で本日の議題は全て終わったんですけれども、皆さんせっかくお集まりですので、先ほど意見も出ましたけど、全体として意見、質問等ありましたらおっしゃってください。

無いようですので、本日の緑化推進会議を終了いたします。進行を事務局へお返しします。

### 執行機関

はい、ありがとうございました。それでは、以上で本日の緑化推進会議は閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

引き続き、本市の公園・緑地行政に御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日はお疲れ様でございました。